



木造住宅耐震支援事業を ご活用ください

市では、今年度も「木造住宅耐震診断士派遣事業」と「木造住宅耐震補強工事の補助制度」を実施します。

ご希望の方は、応募要件をご確認の上、必要書類を添えてお申し込みください。なお、申し込み多数の場合は抽選となる場合があります。



耐震補強工事補助金の応募要件

- ① 市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増築を行った住宅の場合、補助の対象とならないことがあります。
- ② 耐震診断（精密診断法）の結果、上部構造評点※2が1.0未満のもので、耐震改修設計および補強工事を実施すること、評点が0.3以上向上し、その評点が1.0以上になる住宅であること

耐震診断士派遣の応募要件

- ① 市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ② 2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③ 過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと
- ④ 所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）

※ただし、次の構造方法は該当になりません。

- ・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨、鉄筋コンクリート混構造など、そのほか特殊なもの

▼申込方法「申請書」に、必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者（共有の場合はその代表者）であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、都市計画課まで直接お持ちください。

▼申込方法は「申請書」に、必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者（共有の場合はその代表者）であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、都市計画課まで直接お持ちください。応募要件について、確認できない場合は、別途書類を用意していただくこととなりますので、ご了承ください。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

▼受付期間 6月4日(月)～7月31日(火)

※診断の実施は11月以降を予定しています。

- ※2 上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値のことです。
- ③ 2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること（住宅の部分のみが対象）



悪質な業者による勧誘にご注意ください！

市では、突然お宅に訪問したり、電話をかけたたりして、耐震診断や耐震改修工事を勧誘することはありません。業者によるまぎらわしい勧誘があった時には、都市計画課または市消費生活センターへご連絡ください。

問 谷和原庁舎都市計画課 58-2111（内線5104）
市消費生活センター 52-3288

問 谷和原庁舎都市計画課 58-2111（内線5104）

- ④ 所有者は市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと。ただし、建物が鉄骨・鉄筋コンクリート造などの場合や特殊な構造の場合など、対象とならないことがあります。

▼申込期間 6月4日(月)～9月28日(金)
※予定の棟数に達した時点で終了となります。
【申込先・事前相談先】
谷和原庁舎都市計画課 開発指導係

- 補助金と補助率
▼設計に要する費用 設計費用の3分の1（10万円が限度）
▼改修工事に要する費用 工事金額の3分の1（30万円が限度）

※申請については規定がありますので、事前にご相談ください。

